

全守一節、齡七十六、終於室內、母子繼踵、貞潔无虧焉。

〔三代實錄光孝〕仁和三年六月五日丁未、丹波國何鹿郡人漢部妹刀自賣、生年十四、適秦貞雄、生二男一女。貞雄死後、歷三十二年、常著素服、獨居虛室、無復再醮之情、均養男女、譬猶戶鳩國司申請、以爲節婦、表其門閭、勅叙位二階、免戶內田租。

〔桃源遺事三〕那珂郡野上村に、與次右衛門初名喜と申百姓あり、その妻の名をば安といへり。○中略間もなく、與次右衛門あしき病を引受、人のまじはりもなく、見苦しき體に罷成候に付、與次右衛門、女房に對し。○中こと葉を盡し、頻に暇の事を申候へば、女房兎角のいらへもせず、既に自害せんと仕候故、與次右衛門驚き取とめ、感涙を流し、此上はとかふ云べきやうなし、足下を悼み思ふ故にこそ、暇をばやり候はんと申候、左あらば老母を痛り給はり候へとて、その後は暇の事申出さざりける、それよりして、姑及び病夫を痛はり候事益あつく。○中略看病のひまくに、女の身ながら鍼を取て、田をかへし、畑をうつて、夫を養育仕候、或時西山公○光徳川其邊御通り被成候處に、かの女房、田をうなひ居申候を被成御覽、女の身として、田をうなひ候は非道なる主人に仕へ候者か、又は繼子などにて、其親の惡みにて申付候か、とかく子細有べき事と覺しめし、御下部の者を以、御問せ候得ば、右の段を申上候、西山公一々聞召れ、御感歎なめならず、其家へ御立より、彼病夫をも御覽被成。○中田畠永代作り取に仕るべきよし被仰付候。

〔蓋簪錄三〕奥州坂田縣民某氏、名八五郎家、稍饒、唯有一女、贊某氏爲婿、名八太夫、將托家務、八太夫軟劣不中父意、欲絕之、無罪可託、誣以竊家財、欲逐不肯服、遂理于官、父竊誘女曰、汝保證婿罪、公事速成、爲擇良婿配汝、強之再三、如隱忍不從者久之、遂難經而死、事聞于府、府執其父寘于重刑、命八太夫理家務、就墓所碑以旌之云、嗚呼、非亂世不辨忠臣、非頑父不識孝子、非凶舅之誣婿、亦豈彰貞婦之矢志、弗回耶記之、以爲激勸、一端云。